

森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示のあり方検討会 設置要綱

1. 目的

現在、企業に持続可能性への貢献に関する情報開示を求める動きが加速しており、自然資本分野では「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の提言が昨年9月に公表され、自然資本への依存やリスク対応についての情報開示が求められている。これにより、持続可能な資源への代替や自然資本そのものである森林の多面的機能の維持・増進の重要性が高まっている。

国土の約7割を森林が占める我が国では、多くの企業が森林の有する多面的機能を享受していることが考えられ、この森林の機能に関する事業への影響評価、リスク等の適切な分析・評価方法を明らかにすることは、我が国の情報開示を推進するとともに、企業のリスク回避に向けた取組により森林の多面的機能の維持・増進が図られることにもつながる。

このため、本検討会では、TNFD提言を踏まえた森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示のあり方について検討することを目的とする。

2. 設置する検討会

「森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示のあり方検討会」を設置して検討を実施する。

3. 組織等

- (1) 委員は、学識経験者等から選定し委嘱する。
- (2) 検討会に座長を置く。検討会の座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
- (3) 座長は、検討会の議事を運営する。
- (4) 検討に際して専門的・技術的な知見等を得る観点から、検討会にオブザーバを招聘し、意見を聞くことを可能とする。

4. 開催時期

令和6年度内に計3回の開催とする。

5. 審議内容等の公開等

本検討会の議事要旨については、原則として林野庁ホームページに掲載することとする。議事要旨は、毎検討会后、関係者に確認の上、作成するものとする。

6. 事務局

本検討会の事務局は原則、林野庁森林整備部森林利用課に置き、庶務は、林野庁森林整備部森林利用課の同意を得て、株式会社NTTデータ経営研究所において処理する。

7. 雑則

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が座長に諮って決める。

以上